

## 只見町国民健康保険不現住被保険者事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、只見町国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）で、居所不明の者等に係る被保険者資格喪失の事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 被保険者が次に掲げる何れかに該当し、その者の居所の実態及び被保険者の資格等について調査する必要があると思われる場合には、その者を不現住調査対象者とする。

- 一 国民健康保険税（以下「国保税」という。）納付通知書、督促状、催告状、被保険者証、その他町の発行した通知書等が、受取人不在のため返戻されたとき
- 二 国民健康保険税滞納者で、常時不在でその居住状況に疑問があるとき
- 三 世帯主等から居所不明である旨の申し出があったとき

(調査)

第3条 不現住調査対象者については、別に定める調査票に基づき、居住の実態調査及び関係機関への照会等を行うとともに、その経過及び結果を記録するものとする。

(不現住者の決定)

第4条 被保険者が前条の調査の結果、次に掲げる何れかに該当するときは、その者を不現住の者とする。

- 一 実態調査及び関係機関からの回答等から、既に転居（転出を含む。以下同じ。）している事実が、確認できるもの
- 二 転居している者の明確な事実や資料はないが、その実態を総合的に判断して居住の事実がないと認められるもの

(不現住と確定する日)

第5条 被保険者を不現住とする日は、次によるものとする。

- 一 転居の事実が確認できる者は、引越し等の証言により、転居日が確認できた場合は、電気、水道等の使用状況等によりその日を推定。
- 二 居住していない事実のみの者は、居住していない事実が確認できる資料等から客観的にみて居住していない事実が判断できる日の場合は、その日。その日が特定できない場合は、実態調査及び一定期間を経た再調査または文書確認等により不在を確認した日のうち、妥当と認められる日。

(住民基本台帳の処理)

第6条 不現住の者として決定したときは、その者の調査票の写しを住民基本台帳担当へ送付し、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の職権削除等の処理を依頼するものとする。

(資格喪失及び賦課取消の処理)

第7条 住民基本台帳担当が不現住の者に係る住民基本台帳の職権削除等の処理を行ったと

きは、その者の被保険者の資格喪失及び保険税の賦課取消を行うものとする。

(備付帳簿及び保存期間)

第8条 この要領に定める事務を適正に処理するため、次の帳簿を備えるものとし、その保存期間は5年間とする。

- 一 居所不明被保険者の調査対象簿及び管理簿
- 二 居所不明被保険者調査台帳
- 三 その他必要と認める帳簿等

(補則)

第九条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成15年1月1日から適用する。